

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起きは、その翌日
が休日に当たる場合)

業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目次

◇告示 県営土地改良事業計画の決定（農村整備課）

保安林の指定予定（二件）（森林保全課）

保安林の指定の解除予定（二件）

土地収用法による土地の立入り（管理課）

土地収用法による事業の認定（二件）

開発行為に関する工事の完了（都市計画課）

鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等
の一部改正（会計課）

告示

平成十年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

境港市財ノ木町字上灘一の五〇地先、佐斐神町字砂濱一七の一五地先、字砂濱二八の一地先、字砂濱三二五の一三地先、字砂濱四二九の一七地先（以上五筆
国有林）

鳥取県告示第六百九十九号
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県
営土地改良事業（県営ふるさと農道緊急整備事業佐摩地区農道整備）に係る土地改良事

飛砂の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び境港市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百一号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所
西伯郡西伯町大字東上字ナメラ谷一三三一〇・字牛子山一三五四の一・一三六四の一・一三六四の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一三六四の四

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 1 立木の伐採の方法
- 2 風害の防備
- 3 指定施業要件

鳥取県告示第七百二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一條第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成十年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧架空電線路 中国東幹線新設工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

日野郡日野町舟場字鉢山、津地字峠谷東平、字峠谷西平、字奥メウガ谷、字下ノ谷、字上ノ谷、字石原平、字曲ノ上工、字行岸ノ上工、字行岸詰及び字矢下タ、野田字長、ウネ奥ノ塔、字小屋床山及び字宮谷西平ラ、本郷字出口行岸ノ下モ、字田代、字大谷、烟、字上ミノ藪、字釜ノ谷、字桐ノ木塔、字桐ノ木谷、字カシキ谷及び字野路谷並びに高尾字野路山、字野路大塔、字小丸丹後畑、字丹後畑、字小吹ノ上ミ井手下モ、字小吹ノ上ミ井手上工、字小吹ノ上ミ御崎谷及び字シシノ又タ並びに日野郡溝口町畠池字大畑、字森谷奥、字土居谷奥、字上ノ名谷、字番匠谷奥、字池田山、字北谷奥、字樋ケ谷、字北谷、字中野谷尻、字與太郎田、字金屋、字桂木、字堂原谷、字岡田畑、字四十九尻、字四十九、字石垣、字八郎兵衛谷、字谷中、字菖蒲塔、字土居ヶ原、字谷中西山、字大歳下毛、字大歳、字谷中東山、字土居廻り及び字九郎兵衛谷並びに福岡字石垣、字石垣山、字峠谷ノ一、字峠谷ノ二、字幣山、字幣山奥、字鄉原山及び字向谷地内

四 立ち入ろうとする期間

平成十年十一月四日から平成十一年三月三十一日まで

鳥取県告示第七百四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

智頭町

二 事業の種類

農業集落排水事業山郷地区処理施設建設工事

三 起業地

1 収用の部分 八頭郡智頭町大字尾見字上ミ倉皆地地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

八頭郡智頭町大字智頭、二〇七二一一

智頭町役場

鳥取県告示第七百五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成十年六月二十九日 鳥取県指令米土維十第二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡淀江町大字今津字岸ノ前
開発許可を受けた者の住所及び氏名

吹田市豊津町九一

株式会社 ローソン

代表取締役 藤原謙次

鳥取県告示第七百六号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のよう改正する。

平成十年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第二号の表鳥取県信用漁業協同組合連合会の項中

賀露支店
鳥取市賀露町

を

に改め、第三号の表鳥取いなば農業協同組合の項中

賀露支店
鳥取市賀露町北
一丁目

賀露支店
鳥取市賀露町
四丁目

に改める。